

# 令和4年度

## 第8回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和4年11月22日（火）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子  
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹 5)谷口 高史  
6)長谷川 均 8)南 和夫 9)太田 隆之 10)森本 善明  
11)山本 昭雄 13)臼井 正 14)中山 喜作 15)岸本 光  
(4)高橋 強 (5)藤原 孝治
5. 議事録署名委員 2)柴崎 彰孝 15)岸本 光
6. 現地確認 2)柴崎 彰孝 4)大橋 徹 (4)高橋 強 (5)藤原 孝治
7. 会議に附したる議案等
  - 1) 開 会
  - 2) 会長挨拶
  - 3) 議事録署名委員の指名
  - 4) 議 事

第37号議案	農地法第3条の規定による許可について	1件
第38号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第39号議案	非農地証明願いの承認について	3件
第40号議案	農業経営改善計画に関する意見について	2件
第41号議案	農用地利用集積計画の決定について	31件
  - 5) 報 告

報告第19号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	3件
報告第20号	農地の貸借の合意解約通知について	8件
  - 6) その他
  - 7) 閉 会

局 長

ただいまから、令和4年度第8回加東市農業委員会総会11月定例会を開催いたします。

本日の出席委員は15名のうち12名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことを報告いたします。

なお、1番 井上委員、7番 内藤委員、12番 岩崎委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日出席の農地利用最適化推進委員は、高橋委員、藤原委員でございます。

それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。

会 長

～國井会長あいさつ～

議 長

それではただいまから、令和4年度第8回11月定例会を開催いたします。

本日の現地調査をしていただきました、柴崎委員さん、大橋委員さん、高橋推進委員さん、藤原推進委員さんありがとうございました。のちほど報告をよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員に2番の柴崎委員と15番の岸本委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第37号議案「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局

～第37号議案を朗読～

議 長

続きまして、内容の説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P1に申請地の位置図、譲受人の耕作地位置図をつけております。

譲渡人は、農地を相続されましたが高齢になり耕作が困難になってきたため、甥である譲受人に贈与することになり、申請されました。譲受人は必要な農機具類も備えており、農地を適正に管理されています。

この1件の申請については、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。

以上で、第37号議案の説明といたします。

議 長

内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 37 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、全員挙手にて、第 37 号議案については、原案のとおり許可することとします。 続きまして、第 38 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 38 号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	農地法第 5 条の現地調査の結果を報告します。 第 38 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇にあり、現場は農地でありました。  以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございます。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P2 に申請地の位置図、P3 に土地利用計画図をつけております。 申請地は、先月、転用申請があった農地の隣接地で、相続登記が済んでから申請される予定でしたが、相続手続きに予想以上に時間がかかりそうなので、結局、相続人全員の連名で転用申請をすることにされました。資料 P3 の駐車場工事図面中、〇〇の 2 筆が、先月申請された農地で、今回の申請地である〇〇と合わせて駐車場として整備し、全体で約 20 台の駐車場にする計画です。譲受人は、12 月から自社の敷地内に新規店舗を開業する予定で、従業員や来客用の駐車場が必要ということです。申請地は、農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。  この転用申請につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。  以上で、第 38 号議案の説明とさせていただきます。

議 長	内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。
各委員	～意見なし～
議 長	意見がないようですので、採決いたします。 第 38 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
各委員	～全員挙手～
議 長	はい、ありがとうございました。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。 続きまして、第 39 号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。
事務局	～第 39 号議案を朗読～
議 長	この件に関しまして、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員から報告をお願いいたします。
現地調査委員	非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。 第 39 号議案、番号 1 の〇〇は、〇〇にあり、現場は原野でありました。 続きまして、番号 2 の〇〇は、〇〇にあり、現場は山林及び原野でありました。 続きまして、番号 3 の〇〇は、〇〇にあり、現場は原野でありました。  以上、報告を終わります。
議 長	はい、ありがとうございました。続きまして、内容の説明をお願いします。
事務局	番号 1、資料 P4 に位置図、P5 に現況写真をつけております。 申請地は、〇〇にあって耕作不便な畑で、夏のパトロールで原野と判定した土地です。通知を受けて、現況と登記地目を合わせるため、非農地証明を申請されました。東播用水は区域外です。 番号 2、資料 P6 に位置図、P7 に現況写真をつけております。 申請地は〇〇、申請人の実家のそばなどにある、いずれも狭小な農地で、申請人が相続した平成 14 年頃には既に山林、原野化しており、夏のパトロールで非農地と判定した土地です。通知を受けて現況と登記地目を合わせるため申請されました。東播用水は決済済みです。 番号 3、資料 P8 に位置図、P9 に現況写真をつけております。

申請地は、〇〇にある〇〇の縁にあり、〇〇になっている土地ですが、池の向こう岸にあって耕作不便なため、長年耕作できず原野化し、夏のパトロールで非農地と判定した土地で、現況と登記地目を合わせるため、非農地証明を申請されました。東播用水は決済済みです。

これら3件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第39号議案の説明とさせていただきます。

議長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議長 意見がないようですので、採決いたします。  
第39号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて、第39号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。  
続きまして、第40号議案「農業経営改善計画に関する意見について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。

事務局 ～第40号議案を朗読～

議長 続きまして、内容の説明をお願いします。

農政課 農業経営改善計画に係る申請が2件ありましたので、説明させていただきます。それでは資料のP10をご覧ください。一人目の方が、住所は〇〇になっておりますが、就農地は〇〇である〇〇という方の申請が上がってきております。  
営農類型といたしましては、花きとなっております。令和8年度の目標についても同様に花きとなっております。栽培品目については、ランタナや葉牡丹を中心にされているというところで聞いております。(2)経営状況に関する目標といたしまして、現状の年間所得が800万円で、1人当たりの年間所得といたしましては400万円で、目標の令和8年度については年間農業所得が1,000万円で、従事者1人当たりの年間所得といたしましては500万円となっております。年間労働時間につきましては、主たる農業者1人当たり2,000時間のところを目標といたしまして1,800時間にするところとなっております。続いて、②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の

(1)生産につきまして、現状、花壇苗を33a、生産量といたしましては30万鉢植えられております。目標についても現状を維持することとなっております。続いて、P11をお開きください。(3)農用地及び農業生産施設につきましては、現状の33aとビニールハウス7棟を令和8年度も維持されるというところで計画の方を上げております。次に、③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、内張りカーテンを設置しているが、老朽化が進んでおり、冬場の保温、夏場の暑熱対策効率が悪くなってきているため、夏場の葉焼け水切れ等により品質が低下しているといった現状となっております。目標・措置につきましては、内張りカーテンを更新し効果の向上、遮熱効果を向上させること、また自動カーテンにすることで労力の省力化を図っていくという目標となっております。次に、④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、①簿記記帳をしているが、経営分析に活用ができていない。②販売単価が伸び悩んでいるといった現状となっております。目標・措置につきましては、①経営に関する研修会に参加するなどして経営分析を行っていきます。また、②積極的に市場、ホームセンター等にPRを行い相対での割合を増やし、単価を上げるといったところを目標としております。現在の相対の割合は70%のところを目標といたしまして、相対率を80%から90%を目標に営業活動を進めるというところで、目標達成に向けて動いていきたいという計画となっております。次に、⑤農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、夏場の高温が人体に危険なところまできており、また、ハウス内の通路の水はけの悪化により作業効率が悪くなっているといった現状となっております。目標・措置といたしまして、遮熱効果の高いカーテンを設置し、安全な作業場にする、また、通路をコンクリート化して作業効率を上げるといった措置となっております。次に、⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、病虫害の増加により品質の方が低下しているという現状となっております。また、目標・措置につきましては、雑草対策により病虫害を発生、増殖させないようにするという目標や措置となっております。下に参考として、構成員や役員を載せております。P12につきましては、今後、自動遮光カーテンを導入されるというところで記載しております。それではP13をお開きください。令和8年度までの農業経営改善に係る収支計画となっております。まず、農業収入の部といたしまして、経営規模や生産量については、現状を維持していく計画となっております。単価につきましては、先ほどご説明したとおり、相対の割合を増やして単価アップを目指していくといった計画となっております。次に農業経営費といたしまして、面積や生産量の増加がないことから材料費等は現状の額を維持する計画としております。減価償却につきましては、自動遮光カーテンの分で減額償却費を上げております。農業所得の令和8年の目標が1,000万円となっております。農業従事者1人当たりの目標450万円をクリアしているというところから申請の方を上げております。続いて、P14〇〇の農業経営改善計画についてご説明させていただきます。〇〇につきましては、〇〇となっております。続いて、

営農類型といたしまして、現状が稲作で、令和8年度の目標が同じく稲作となっております。(2)農業経営の現状及びその改善に関する目標につきまして、年間所得の現状が△149万円のところ、目標といたしまして、令和8年度に539万円といった目標となっております。年間労働時間については、現状が1,000時間、令和8年の目標といたしまして、1,280時間としております。②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について、(1)生産につきましては、現状、山田錦を主に栽培しておりまして、今後は基本的には山田錦を中心に栽培の方をしていくのですが、生産量を減らしてくださいといった話も出てきておりますので、そういった場合にはヒノヒカリを作って対応されるというところで計画をしております。また、(2)につきましては、作業受託というところで、現状が1,112万円、令和8年度の目標といたしまして、1,300万円としております。こちらの作業受託の内容につきましては、代かき、田植え、稲刈の作業受託を地区内で受けられているというところで記載しております。それではP15をご覧ください。(3)農用地といたしまして、現状は184aあり、令和8年度の目標を700aとしております。〇〇といたしましては、地区内で発生した放棄地につきましては、基本的には全て〇〇で受ける予定です。また、現状、耕作放棄地を耕作して欲しいという話がどんどん増えているといったことから、目標として700aの目標としております。③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置につきまして、まず、現状といたしまして、①水稻の単収が年々減収傾向にあるということと酒造会社との村米契約を交わし品質の良い米を作るのに必死であるといった現状です。また、②長年、水稻水田直播に取り組み、おおむね安定した成果の方が確保できております。③新型コロナウイルスの影響で山田錦の契約数量が減となっております。④集落内の農業者の高齢化に伴い、数年後の作業受託の依頼が出てきている現状となっております。目標・措置といたしまして、毎年土壌分析の実施を行い、地域全体で土作りに取り組み、反収の増加等品質の良い米作りに取り組みでいくとしております。

②直播の実施面積につきましては、徐々に拡大し、作業の軽減も行い、生産効率の向上を行っていきたいという目標としております。③山田錦の減少分につきましては、ヒノヒカリへの転換を行うというところで対応の方をしていきます。④作業受託については、これまで通り行っていくというところで計画の方をしております。④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、まず、現状といたしまして、①経営の状況をしっかり把握できてない。②機械導入の計画を立て、機械導入時には助成制度を活用しているといった現状となっております。目標・措置につきましては、①税理士による複式簿記の記帳により経営の分析と改善を行っていくことと②各種助成制度、制度資金などの効果的な活用により経営改善を図っていくといった目標としております。⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、現状といたしましては、①ほとんど兼業農家であり、農業従事者が少ないといった現状と②作業員の高齢化が進行しているといった現状でございます。目標・措置につきましては、①水稻水田直播の実施面積の増加により作業の軽減を図る、また、②非農家の応援者の確

保に努めること、また、③役割分担を明確にする、④ドローンの導入で農薬散布など高度化したスマート農業に努めるといったことで目標としております。⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について、現状といたしまして、鳥獣による被害田の増加及び補修費用が増加しているといった現状となっております。目標・措置といたしまして、地域と連携し、対応策を実施していくといった目標としております。P16には参考に、構成員の名簿、また、農業用機械の取得計画を載せております。続いて、P17をお開きください。まず、売上高に関しまして、現状、184aで耕作されている山田錦については、令和8年度に600aに拡大を行う予定となっております。また、ヒノヒカリも同時に100a栽培していくというところで計画の方を上げております。その他の収入といたしましては、作業受託を例年通り受けていくというところで、そちらの作業受託の面積と収入を書いております。続いて、売上原価に関しまして、こちら令和元年度から令和3年度の平均の人件費や減価償却費、その他売上に係る資材費、肥料等の売上原価の平均から経営規模を増やしていく面積の方を案分して計算の方をしております。面積が拡大するにつれ収支が増えていくといった計画としております。また、売上の総利益も同じようにそちらの差し引きとなっております。また、販売費、一般管理費につきまして、役員報酬を少しずつ上げていくといった計画となっております。営業利益といたしまして、一番下の年間農業従事者1人当たりの農業所得を令和8年度に539万円にするというところで市の基本構想の農業従事者1人当たり450万円以上を達成する計画としております。説明は以上になります。

議長 内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。

委員 ○○の人件費は役員の分かそれともアルバイトの分かどちらか。

農政課 役員3名分です。

委員 機械は、過剰投資ではないか。

委員 乾燥もしているの、組合員以外の分も含まれているのではないか。

農政課 そのとおりです。

委員 了解です。

議長 他にご意見はございませんか。

各委員 ~意見なし~

議長 意見がないようですので、採決いたします。



	<p>第 40 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、全員挙手にて、第 40 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、第 41 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第 41 号議案を朗読～</p>
議 長	<p>続きまして、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>P6 の 1 番は、賃貸借権の新規設定です。次の 2 番から P7 の 7 番までは、賃貸借権の更新です。続いて 8 番から 15 番までは、使用貸借権の新規設定です。次の P8 の 16 番から、P9 の最後の 28 番までが使用貸借権の更新です。次の P10 の 29 番から 31 番までの 3 件は、ひょうご農林機構が中間管理権を設定し、それぞれ担い手に貸し付けるものです。全体が、P5 の集計表です。賃貸借権の設定は 7 件、16 筆、19,410 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定が 24 件 59 筆 76,635 m<sup>2</sup>で、その内、3 件、16 筆、21,050 m<sup>2</sup>が中間管理事業によるものです。合計 31 件、75 筆、96,045 m<sup>2</sup>に利用権が設定され、11 月 30 日に公告される予定です。</p> <p>以上で、第 41 号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容の説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何かご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第 41 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、全員挙手にて、第 41 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。報告第 19 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～報告第 19 号を朗読～</p>

議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、資料P18に位置図をつけております。 農地を、分譲住宅用地にするための届出を受理しました。</p> <p>番号2、資料P19に位置図をつけております。 農地を、集合住宅及び露天駐車場にするための届出を受理しました。</p> <p>番号3、資料P20に位置図をつけております。 農地を、自宅の庭の用地にするための届出を受理しました。</p> <p>これら3件の届出については、添付書類等完備していただきましたので、専決処理により、1番は10月27日付、2番は11月2日付、3番は11月4日付で受理通知書を交付しました。</p> <p>以上で、報告第19号の説明といたします。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>続きまして、報告第20号「農地の貸借の合意解約通知について」を事務局より朗読をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">～報告第20号を朗読～</p>
議 長	<p>続いて、内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番から5番は、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は、借り人を変更する予定です。6番から8番は、双方合意により無条件で利用権を解約され、解約後は農地を譲渡される予定です。なお、8番は、先程、第37号議案で農地の贈与について許可いただいた土地で、許可申請に先立って解約されておりました。</p> <p>以上で、報告第20号の説明といたします。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。</p> <p>以上で本日の議案は、全て終了いたしました。慎重に審議を賜り、ありがとうございました。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から何点かご連絡をいただきます。一点目にお手元に先日皆様に行っていただきました農地パトロールの調査結果一覧表をお配りさせ</p>

ていただいております。開いていただきましたら 1 班から順に 7 班まで全て載せさせていただいております。右から 2 番目の R4 と書いてあるところに書かせていただいているのが今回見ていただいた結果になっております。問題なかったところは保全と書いています。あと指導、意向調査、勧告などを書かせていただいております。左から 2 番目のところを見ていただいたら追加と書いてあるところがあるかと思いますが、この追加と書いてある分は、当日見て回る中で新たに発見したところや場所を間違っていて正しいものを追加させていただいたりというところになっております。今回の意向調査や指導などの文書は、今月中をめどに対象者のところに送付をさせていただきたいと思っております。また、一覧を見て抜けているとか間違っているところがありましたら、言っていただければ対応させていただきますので、確認していただければと思います。次に、黒い手帳を机の上に置かせていただいております。昨年もお配りさせていただいたかと思いますが、来年の分の手帳になっておりますので、活用いただけるかと思いますが、よろしく願いいたします。最後に、いつも出しているとは思いますが、活動記録カードの提出をよろしく願いいたします。

先ほどのパトロールの件で 1 点お願いがございまして、先日皆さんで回っていただいた中で荒れていて指導するところは草刈りしてくださいという文章を今月末をめどに発送しますが、綺麗になっているところがありましたら、ご連絡をいただけたらと思います。毎年何件かありますが、こちらが文書を送ったら、もう綺麗にしたのになぜ送ってくるのかと怒って電話をされる方がいらっしゃいます。もしパトロールしたときは荒れていたが、その後に草刈されているところがあれば、電話でも結構ですので、事務局までご連絡いただけたらありがたいです。よろしく願いします。事務局からは以上になります。

議 長 何かご意見はございませんか。

各委員 ~質問なし~

議 長 本日はありがとうございました。  
これもちまして、令和 4 年度第 8 回総会 1 1 月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 國井 久明

---

議事録署名委員 柴崎 彰孝

---

議事録署名委員 岸本 光

---